

## ○桑名市都市計画審議会条例

平成 16 年 12 月 6 日

条例第 150 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、桑名市の都市計画に関する事項を調査審議するため、桑名市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本市が定める都市計画に関すること。
- (2) 都市計画について本市が提出する意見に関すること。
- (3) その他市長が都市計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱又は任命する 15 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会の議員

2 前項第 1 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員がその委嘱又は任命を受けるべき地位を失ったときは、委員の職を失う。

5 委員は、非常勤とする。

(臨時委員)

第 4 条 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱又は任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審査が終了したときまでとする。

4 臨時委員は、非常勤とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の開催の日の5日前までに、会議の議案を委員及び臨時委員に通知しなければならない。ただし、特に会長が急施を要すると認めた議案については、この限りでない。

(議事)

第7条 会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常務委員会)

第8条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長及び会長の指名した委員5人以内をもって組織する。

3 前2条の規定は、常務委員会の会議に準用する。

(幹事)

第9条 審議会は、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて、審議会の会務を処理する。

(庶務)

第10条 審議会及び常務委員会の庶務は、都市整備部都市整備課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年12月6日から施行する。

附 則(平成22年6月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

---